

婚姻日
R8.1.1~
R9.3.31
の方対象

ご結婚おめでとうございます

妙高市は
結婚後のアパート代などを
補助します

申請期間
R8.7.1~
R9.2.26

■対象経費

結婚に伴い

令和8年4月1日~令和9年3月31日 に実際に支払った次の経費

◆住居費用

(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

◆引越費用

(結婚に伴い賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用)

■補助額

年齢※が共に29歳以下の夫婦：最大 60万円

上記以外の39歳以下の夫婦：最大 30万円

※婚姻日(婚姻届を提出し、受理された日)時点の年齢です

※補助上限に達しない場合は、翌年度、補助上限額まで申請ができます



■対象

1. 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
2. 申請時に夫婦ともに妙高市に住民登録し、補助を申請する住宅に同居している
3. 補助金交付日から2年以上妙高市内に住み続ける意思がある
4. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
5. 市が指定する講座等を交付決定年度内に夫婦ともに受講し、修了すること
6. 令和7年分の夫婦の合計所得額が500万円未満※である(ほか要件あり)
7. 夫婦ともに市税の滞納がない(転入前の市区町村税を含む)
8. 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
9. 夫婦ともに妙高市が条例で指定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有していない

※夫婦の合計所得について

- ・「夫婦の合計所得500万円」を年収に換算すると、夫婦の合計年収は約670万円です。
(合計所得は、夫婦の所得証明書の合計額で判断します)
- ・貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を夫婦の所得額から差し引きます。

■申請期間

令和8年7月1日(水)~令和9年2月26日(金)まで

(受付時間8時30分から17時15分。土・日曜日祝日年末年始の閉庁日除く)

■ 提出書類

共通の提出書類（申請者全員）

- 妙高市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類
（婚姻届受理証明書、戸籍謄本など 妙高市役所市民税務課、各支所で取得）
- 夫婦の住民票の写し（妙高市役所市民税務課、各支所で取得）
- 夫婦双方の所得証明書（市区町村が発行する令和7年分※の所得を証明するもの）
 - ★令和8年1月1日現在妙高市在住の場合：妙高市役所市民税務課、各支所で取得
 - ★令和8年1月2日以降妙高市に転入の場合：1月1日現在の住所地の市区町村で取得
 - ※令和7年1月1日から令和7年12月31日までの合計所得がわかる所得証明書が必要です
- 夫婦双方の市区町村税の納税証明書（市区町村が発行する最新の納税状況を証明するもの）
 - ★令和8年1月1日現在妙高市在住の場合：妙高市役所市民税務課、各支所で取得
 - ★令和8年1月2日以降妙高市に転入の場合：1月1日現在の住所地の市区町村で取得
 - ※申請時において、滞納がある場合は補助対象者となりません。
- 同意書兼誓約書（別記様式第2号）

住居費（賃借）の申請の場合

- 住宅の賃貸借契約書等の写し（契約日、金額、契約者双方の捺印を確認できるもの）
- 住宅手当支給証明書（別記様式第3号）または住宅手当の支給金額が分かるもの
※給料明細等

引越費用の申請の場合

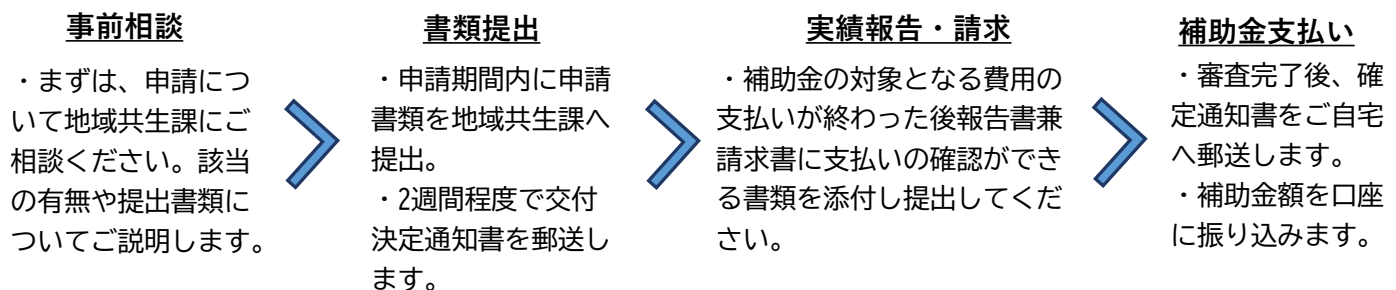
- 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの

該当者のみ提出するもの

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合）
- その他市長が必要と認める書類



■ 補助金支給までの流れ



※概算払い（事業終了後に支払う額を後で精算することを条件に、事前に支払うこと）が可能です。

【問い合わせ・提出先】

妙高市役所（3階）地域共生課 協働推進グループ

TEL 0255-74-0063

メール chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp



様式がDLできます